

## 別紙 1

高橋政代氏（以下「高橋氏」といいます。）を代表取締役とする請求人株式会社ビジョンケア及び請求人株式会社 VC Cell Therapy（以下併せて「請求人ら」といいます。）は、令和3年7月13日付けで、経済産業大臣に対し、国立研究開発法人理化学研究所（以下「被請求人理化学研究所」といいます。）、国立大学法人大阪大学（以下「被請求人大阪大学」といいます。）及び株式会社ヘリオス（以下「被請求人ヘリオス」といい、被請求人理化学研究所、被請求人大阪大学と併せて「被請求人ら」といいます。）を被請求人として、被請求人らが共有する特許第6518878号（発明の名称「網膜色素上皮細胞の製造方法」）にかかる特許権（以下「本特許権」といいます。）について、特許法第93条（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）第2項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を請求しました（裁定請求2021-1。以下「本裁定請求」といいます。）。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第九十三条 特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。

3 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

本裁定請求に対し、被請求人理化学研究所は、令和3年10月4日付けで、請求人ら、被請求人大阪大学及び被請求人ヘリオスとの協議に前向きに応じたいと考えているとの答弁を行い、被請求人大阪大学は、同月5日付けで、現時点では、本裁定請求に対して特段の意見はないとの答弁を行いました。また、被請求人ヘリオスは、令和3年10月6日付けで本裁定請求を却下又は棄却するとの裁定を求めるとの答弁を行いました。

本裁定請求については、令和3年12月2日に、特許庁において、第1回工業所有権審議会発明実施部会（以下「発明実施部会」といいます。）が開かれ、以後、本和解の成立までの間に、合計22回の発明実施部会が開催されました。

その間、発明実施部会からの要請に応じて、請求人らは意見書（1）ないし（12）の12通及び口頭陳述要領書並びに証拠として甲第1号証ないし第136号証を提出し、被請求人ヘリオスは、意見書9通及び口頭陳述要領書並びに証拠として乙第1号証ないし第143号証を提出しました。被請求人ヘリオスが提出した証拠には、同社が日本国内で他家 iPS 細胞由来網膜色素上皮（RPE）細胞（開発コード：HLCR011）の共同開発を進めており、本特許権について被請求人ヘリオスから独占的通常実施権の許諾を受けることが予定されている住友ファーマ株式会社（以下「住友ファーマ」といいます。）からの

意見が含まれております。

発明実施部会は、上記の経緯のもと審議を重ね、一定の暫定的心証を形成するとともに、本件事案は当事者間の自主的な協議により解決を図るのが望ましいとの見解に至りました。そこで、発明実施部会長代理である清水節委員（現部会長）が中心となり、上記部会での審議とは別に非公開義務に反しない範囲内で、請求人ら及び高橋氏並びに被請求人ヘリオス及び住友ファーマに対して、上記の暫定的心証を踏まえて、本裁定請求の対象のうち、自由診療における自家 iPS 細胞由来網膜色素上皮（RPE）細胞の製造についてのみ実施権を付与する可能性があることを前提として伝えた上で協議を行うことを求めました。そして、上記委員による意見調整のもと協議を重ねた結果、今般、被請求人理化学研究所及び被請求人大阪大学を含めて、本和解の成立に至りました。

なお、特許庁も、発明実施部会における上記見解を踏まえて、本件が当事者間の協議において合意が成立することは、当事者間での自発的な解決が図られることが前提とされていると解される前記特許法 93 条の立法趣旨に合致するとの見解です。